

令和5年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第4回総会

日 時 令和5年4月25日(火) 午前9時00分  
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏
4番 渡邊 慎一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菖蒲 修	

欠席農地利用最適化推進委員

9番 渡邊 正

事務局

事務局 長	猪倉 秀行	事務局長補佐(総括)	芳賀 豊彦
事務局長補佐(農地担当)	日下部 靖広	総務係 主任	木村 龍一
農地係 主任	土田 修		

## 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

## 議事

- (1) 議第12号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第14号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第15号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第16号 寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

開会 午前 9時03分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中8名が出席しております。推進委員の方は担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えておきます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、1番の鈴木委員、12番の菊地委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(農地係主任) はい、議長。  
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長

ただいまの報告について質問はございませんか。

では私から質問よろしいでしょうか。18条の通知の中で、71番のアンスリーファームが返すということでもありますけれども、解約事由が経営規模の縮小とありますが、どういった理由でそうなったのか説明をお願いします。

事務局（農地係主任）

アンスリーファームの件ですが、農地面積が約35㎡で使いづらかったということがあったようです。

木村議長

小さいから返したということか。それで経営規模の縮小といえるのでしょうか。これについて皆さんからご意見ありませんか。

今井推進委員

はい、議長。先日事前審査会の折りに寒河江市市民浴場の前を歩いてアンスリーファームさんが借りているラ・フランスの畑の前を通ったわけですけど、まだ剪定も何も終わってなくて、ここはやめたのだらうなと感じました。昨日、その前を改めて通ったらスピードスプレーヤーで薬剤散布をしておりまして、それに関して、利用するにあたり作業不便でこの土地を返すのだらう、と思いました。ですので、この理由自体には納得いかないところがあります。

木村議長

ありがとうございました。今南部の今井推進委員からそういった意見がありましたが、私もこのことについてはいかななものかと思います。ほかにありませんか。

山田委員

はい、議長。16番山田です。今の件で、70番の■■■さんも畑を借りたいとのことで2月ころお会いして話をしたのです。解約理由ということで経営規模の縮小とありますが、貸人の■■■さんの孫が就農するというので返してほしいと

言われたという話を聞きました。■■■■さんも新たにすももを植えたいため畑を探しており、畑をご案内した経過もありますので、本人は経営規模の縮小ではなくて、これからまだまだ面積を拡大する予定のようでしたので、アンスリーファームと同様、経営規模の縮小は馴染まないと思います。

木村議長                    ありがとうございます。事務局で今後受付する際は経営規模の縮小ではなくて、内容をしっかり聞き取り、耕作不便などの理由付けを確認した上で受理してもらいたい。他にありませんか？なければ、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主任）    特にありません。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。  
議第12号から議第16号までの議案について、一括上程します。  
議第12号「農地法第3条の規定による許可処分について」  
議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」  
議第14号「非農地証明願の審議について」  
議第15号「農用地利用集積計画書の審議について」  
議第16号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」  
以上、議第12号から議第16号まで一括上程します。  
ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人      はい、議長。17番、菅井です。  
去る4月18日に開催されました事前審査会の報告を行な

います。事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件1件の合計2件を審査しました。

議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位13番、南部地区島の資材置場用敷地への転用案件です。

申請地は、農用地区域外の農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連坦しているところにある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

次に、議第14号「非農地証明願の審議について」順位1番、醍醐地区の案件です。

現地は、大字慈恩寺字田沢の土地で、急傾斜地であり、河川付近の土地であったため、耕作は行えず、山林に挟まれた間の土地となり荒れ果て、平成12年頃から現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時49分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第12号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第12号「農地法第3条の規定による許可処分について」10ページです。順位11番。

(議案書順位11番朗読)

4月13日寒河江・南部地区担当の農業委員及び推進委員全員で現地を調査しました。申請地は国道112号バイパスのかっぱ寿司寒河江店やしまむら寒河江店がある所を南側に進み、東西に走る農道を西側に入った角、あびこ耳鼻咽喉科クリニックの看板付近に申請地がございます。

4月13日に現地調査をしたときにはその形の境界として角地にポールが立っている状態でしたけれども、それから数日後に私が見に行った時には畔塗をしており、境界線はしっかりとしている状態でした。ご覧の通りに申請地の周辺は水田であり、計画通りであれば何ら問題なく、事前審査会及び地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく第3条順位12番と13番は関連がありますので一



緒に説明申し上げます。

(議案書順位 1 2 番、 1 3 番朗読)

申請事由が順位 1 2 番と 1 3 番の交換ということになります。申請場所が 1 1 2 号線の除雪センターがありますけれども、その北側、寒河江川の堤防の南側になります。交換の理由としまして、今回の両申請人の父親の代から正式な手続を経ず利便上、交換して耕作していたようです。申請人の両人は今作っている農地は自分が所有する農地だと思っていたようですが、今回貸し借りの案件が出てきて農地を調べたところ自己保有の農地となっていないことが判明したものであります。今後も引き続き農地として活用していく計画がありますので、今回正式な手続きを行いたい、といった案件でございます。

珍しい案件ではありますけれども、今後の営農に差し支えないとのことですので、なんら問題ないと確認しました。

続きまして順位第 1 4 番。

(議案書順位 1 4 番朗読)

親子関係でありまして、事業継承の案件でございます。樹園地が 3 筆ありますが、それを息子さんに継承するものです。息子さんも引き続き農業を行っていく計画ですのでなんら問題ないと確認しました。

続きまして順位第 1 5 番。

(議案書順位 1 5 番朗読)

場所は雲河原の集落の中心地になります。以前は相対でこの

土地を貸していて菊を栽培していたところでありまして、貸人が高齢だということもありまして農地を返すということになりまして、あらたに■■■さんが借りて桃を栽培するということでもあります。■■■さんは認定農業者であり、意欲的な方ですので計画通りであればなんら問題ないと確認しました。

いずれも順位12番から15番までは4月13日に西根・三泉の農業委員、農業推進委員で現地確認をし、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

第3条順位16番、11ページです。

(議案書順位16番朗読)

この件と順位17番、18番については4月16日に影沢委員、猪倉委員、川越推進委員と現地確認して参りました。国道112号線を白岩方面に向かい、寒河江川に掛かる臥龍大橋手前の交差点を左折しますと清助新田集落に入ります。ケーキ屋さんの前を200メートル進み、左側1件目にあるのが譲渡人の自宅、2件目にあるのが譲受人の自宅となっております。なお、譲渡人は高齢者施設に入所しておりまして、■■■市の住所となっておりますが、自宅には家族が居住しております。同じように高齢でありまして、農作業が困難な状況になってしまったようです。今回の案件は所有農地の処分といった事例でございます。譲受人は自宅敷地付近の農地を譲り受けることで家庭菜園等に利用していくとのことでした。

続いて順位17番でございます。

(議案書順位 17 番朗読)

順位 16 番と同様の内容となっております、譲受人の自宅は譲渡人の自宅の付近にあり、東南方角には清助新田の水田地帯が広がっているわけなんですけれども、自宅からその方角にはほぼ自宅敷地とつながっているのが今回の地番となります。隣接部分に譲受人が耕作している圃場があり、三連棟のさくらんぼ用雨除けハウスと北側に梅が 8 本植えられています。順位 16 番同様、譲渡人がこの農地を処分したいとこのこととして、譲渡人から譲受人に話があり、譲受人は梅を生産するという事で問題ないと判断しました。

続きまして順位 18 番。

(議案書順位 18 番朗読)

現地はJR羽前高松駅前の日東ベスト株式会社高松工場の西側にあります。譲渡人の自宅に隣接しております、譲受人の自宅からも徒歩 1 分のところになります。現地は野菜等が約半分、その他雨除けハウスのさくらんぼの栽培が行われております。これまでもさくらんぼに関しては、譲受人も管理に携わっていたとこのことで、今後ともさくらんぼの栽培を継続していく予定でした。

以上 3 点につきまして、地区審査でも問題ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。4 番、新宮です。

引き続き 11 ページをご覧ください。順位 19 番。

(議案書順位 19 番朗読)

こちらの件につきまして、木村会長、菊地委員、眞木委員、菖蒲推進委員と一緒に 4 月 15 日に現地調査をしてきました。申請地の道路を挟んで反対側には借人の実家があり、こちらの家でも生活をしながら農業に取り組んでおりますので、引き続き農業として利用するもので、周辺の農地への影響は無いと思います。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位 11 番から 19 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので採決します。

議第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員 はい、議長。15番、片桐です。

13ページをご覧ください。農地法第5条順位11番。

(議案書順位11番朗読)

4月13日の寒河江・南部地区担当の農業委員、推進委員全員で現地調査をしてきました。申請地は県営住宅塩水アパートの南側に位置しているところで、周りはすべて個人住宅地でございます。申請地の周辺は古くから住宅が立ち並び、近くに県営住宅塩水アパートが6棟ありまして、スーパー及び市立病院等があり、生活するに便利な土地であります。事業計画のとおりであれば何ら問題ないと確認しました。事前審査会及び地区審査会においても意見ありませんでした。なお、ここは株式会社創建さんで3筆に分けて3つの分譲地として販売する予定です。続いて、順位12番。

(議案書順位12番朗読)

こちらも順位11番同様、4月13日に寒河江・南部地区担当の農業委員、推進委員全員で現地の調査をしてきました。申請地は順位11番の南側に位置した隣接地であります。順位11番と同様に計画通りであれば何ら問題ないと確認しました。事前審査会及び地区審査会においても異議ありませんでした。続いて、順位13番

(議案書順位13番朗読)

4月13日の寒河江・南部地区担当の農業委員、推進委員全員で現地を調査してまいりました。申請地は旧寒河江市民浴場の南側に公園がありますが、その道路向かいになります。今回の申請地の東側にモリ住工株式会社がございます。現地周辺は古くから住宅が立ち並び、交通の便利な土地です。賃借人であるモリ住工さんは現在資材置場を所有しておりません。業務拡大により資材置場の用地を探していたところ、休耕地であり、会社から近く、効率良く活用できることから今回の申請に至りました。事業計画通りであれば何ら問題ないと見てまいりました。18日の事前審査会においても出席者全員による現地調査を行いました。地区審査会においても問題なく、異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位11番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常、宅地

分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 2 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 3 番は資材置場用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連坦しているところにある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

眞木委員

はい、議長。5 番、眞木です。1 3 番の転用資材置場についてですが、ちょうど市民浴場や公園を綺麗に整備されたところの道路を挟んで向かいに資材置場というのはちょっと景観的にいかがなものかな、と思いました。

木村議長

はい、眞木委員より景観的な問題について意見がありましたが、事務局どのように考えますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

眞木委員がおっしゃる通り、景観と言われれば、確かに公

園の周りの景観としては見栄えが良くない、景観的な問題が生じるかもしれません。ですが、農地転用の審査の項目の中には入っておりませんので、許可せざるを得ない案件であるかな、と考えております。なお、こちらの転用申請にあたって建設管理課ともやり取りをしている中で、景観的な問題に関する意見はいただいております。今後県での審査等もありますので、他の法令の中で規制があれば事業を進めることができないことも考えられます。

木村議長            はい、ありがとうございます。事務局からは転用に関し、農地法としては問題ないとの説明がありましたのご理解いただけますでしょうか。

眞木委員            資材置場を作ってから砂利や残土等が公園の目の前にあって問題にならないかと思い、意見したのです。

木村議長            では環境に十分配慮したうえで進めてほしいということで指導していきたいと思っております。他にございませんか。

(発言なし)

木村議長            ないようですので、採決します。

議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長            全員賛成ですので、議第13号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。



次に、議第14号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

議第14号「非農地証明願の審議について」順位1番、15ページをご覧ください。

(議案書順位1番朗読)

この件につきまして、4月18日の事前審査会で現地調査を行いました。現地は清流田沢川、慈恩寺陣屋のすぐ下流に位置します。対岸より観察しますと確かにかつて田であった痕跡の残る三角形の土地がありまして水平な土地で、かなりの大きさの杉が数本生えておりました。

その後の審議においても各委員より非農地であることを確認したことを報告いたします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

これに関しては特にございませぬ。

木村議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第14号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第14号は、原案のとおり決定しました。

次に、議第15号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。  
片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

「農用地利用集積計画書の審議について」18ページをお開きください。

(議案書朗読)

26ページ。集計表をご覧ください。

No1地区名寒河江、筆数が22筆、合計で2.99ヘクタール、田が2.75ヘクタール、畑が0.21ヘクタール、樹園地が0.04ヘクタールです。

No2地区名南部、筆数が22筆、合計で1.48ヘクタール、田が0.90ヘクタール、畑が0.59ヘクタールです。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街地区域外であり、地区の担い手に貸し出しているために農地中

間管理機構に集積することに適していると判断しております。  
地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長                    ありがとうございます。続いて、西根・三泉地区、土田  
委員、お願いします。

土田委員                    はい、議長。2番、土田です。  
21ページをお開きください。

(議案書朗読)

26ページ。集計表をご覧ください。

No3 西根、筆数が39筆、合計で4.64ヘクタール、田  
が3.94ヘクタール、畑が0.48ヘクタール、樹園地が  
0.21ヘクタールです。

No4 三泉、筆数が8筆、合計で1.63ヘクタール、田が  
0.90ヘクタール、畑が0.50ヘクタール、樹園地が0.  
24ヘクタールです。

いずれの農地も地域の担い手に貸し出すために中間管理機構  
に集積することに適していると判断しました。地区審査会でも  
異議ありませんでした。以上です。

木村議長                    ありがとうございます。続いて、柴橋地区、奥山委員、  
お願いします。

奥山委員                    はい、議長。6番、奥山です。  
18ページをお開きください。

(議案書朗読)

26 ページ。集計表をご覧ください。

No5 柴橋、筆数が15筆、合計で1.66ヘクタール、田が1.37ヘクタール、樹園地が0.29ヘクタールです。

いずれの農地も地域の担い手に貸し出すために中間管理機構に集積することに適していると判断しました。地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

24ページをご覧ください。

(議案書朗読)

26 ページ。集計表をご覧ください。

No6 高松、筆数が5筆、合計で1.18ヘクタール、田が1.08ヘクタール、樹園地が0.09ヘクタールです。

No7 醍醐、筆数が5筆、合計で0.99ヘクタール、田が0.99ヘクタールです。

いずれの農地も農業振興地域内にあり、地域の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構に集積することに適していると判断しました。地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。

24ページをお開きください。

(議案書朗読)

26 ページ。集計表をご覧ください。

No 8 白岩、筆数が3筆、合計で0.60ヘクタール、田が0.60ヘクタールです。

いずれの農地も農地中間管理機構案件であります。いずれの農地も農業振興地域内であり、地域の担い手等に貸し出すために中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

いずれも、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第15号「農用地利用集積計画書の審議について」原案

のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第15号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議第16号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。それでは「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」事務局から説明します。

(議案書朗読)

木村議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。  
ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 無いようですので採決します。議第16号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので議第16号「寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」は原案の

とおりに決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案についてはすべて議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時56分

令和5年4月25日

第4回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 1番委員 鈴木浩之

議事録署名委員 12番委員 菊地ひとみ